

第3章 自治の基本原則

(人権尊重の原則)

第5条 市民及び市は、一人一人の基本的人権を尊重しなければならない。

2 市民は、まちづくりにおいて平等であり、お互いにそれぞれの国籍、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的状況等の違いに配慮し、それぞれの立場を尊重しなければならない。

3 市は、まちづくりに当たって、市民の個性及び能力が最大限に発揮できるよう配慮しなければならない。

【解説】

第5条は、まちづくりにおける人権尊重の原則を定めており、これは日本国憲法の理念の下に、すべての人々が人権を享有し、自立した存在として、それぞれの幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会の実現が、市民の願いであるという考え方に基づくものです。

第1項では基本的人権の尊重を、改めて定めています。

第2項では基本的人権に基づき、市民はまちづくりにおいても平等であり、それぞれの立場を尊重しなければならないと定め、第3項では、市は市民の個性と能力が最大限発揮できるよう配慮しなければならないと定めています。

○享有

権利や能力などを、生まれながらに身につけて持っていること。

関連条例等

- ・ 栃木市男女共同参画推進条例
- ・ 栃木市いじめ防止対策推進条例

(自然との共生の原則)

第6条 まちづくりは、人と自然との共生を基調として推進しなければならない。

【解説】

第6条は、まちづくりにおける自然との共生の原則を定めており、これは循環型社会の実現のためには、人と自然との共生を基調としたまちづくりが必要であるという考えに基づくものです。環境基本条例の制定や環境都市宣言を行っている栃木市のこれからのまちづくりにおいて、自然との共生は重要な要素の一つだと考えます。

また、これは、「次世代に対する責務」であり、環境基本法の理念「環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会」の構築にもつながります。

○循環型社会

限りある資源を効率的に利用し、再利用、再生利用等を行いながら、将来に渡り、持続可能な形で循環しながら利用していく社会。

○人と自然との共生

人が自然を一方的に利用し負荷をかけるのではなく、人は自然の恵みによって生きていることを再認識し、自然との調和の中で生きていくこと。

関連条例等

- ・ 栃木市環境基本条例
- ・ 栃木市環境都市宣言

(情報共有の原則)

第7条 まちづくりは、市民と市が情報を共有して推進しなければならない。
2 市が保有する情報は、市民と市が共有する財産である。

【解説】

第7条は、まちづくりにおける情報共有の原則を定めており、これは市民と市がまちづくりに関する情報を共有することが協働のまちづくりや市民参画の前提となるという考えに基づくものです。

第1項では、まちづくりを行うにあたって、市民と市の情報共有を求めており、第2項では、その前提として、市の情報は、市のみではなく、市民の財産でもあるという考えを改めて定めるものです。

この原則に基づき、第21条（情報共有）第22条（情報公開）や第23条（個人情報保護）を定めています。

(市民参画の原則)

第8条 市政は、市民の参画が保障されていなければならない。
2 市は、市政に市民の参画を図るための取組を積極的に推進しなければならない。

【解説】

第8条は、市民自治の実現には市政への市民参画が必要不可欠であるという考えに基づき、まちづくりにおける市民参画の原則を定めています。

第1項では、市民には、参画の機会が保障されていることを定めており、第2項では、市民が市の政策の立案、実施及び評価の過程に主体的に関与できるよう、市はこれらの取組を積極的に推進しなければならないこととしています。

この原則に基づき、第24条（参画）等を定めています。

(協働の原則)

第9条 まちづくりは、市民と市が協働して推進しなければならない。

【解説】

第9条は、まちづくりにおける協働の原則を定めており、これはまちづくりは、市民や市それぞれが行うのではなく、市民と市が協働して推進するという考えに基づくものであり、この原則に基づき、第25条（協働）等を定めています。

市 民 自 治

市民自治を実現するための5つの約束

人権尊重の原則

市民はまちづくりにおいて平等であり、それぞれの立場を尊重しなければならない。

【関係条文】 第11条（市民の責務）第1号

自然との共生の原則

まちづくりを行うにあたって、自然環境への影響に配慮し、人と自然との共生を基調としなければならない。

【関係条文】 第11条（市民の責務）第3号
第29条（市政運営の基本）第5号

情報共有の原則

市政の情報は市民参画や協働の材料（きっかけ）となるため、まちづくりを行うにあたって、市民と市は情報共有しなければならない。

【関係条文】 第10条（市民の権利）第3号、第21条（情報共有）
第22条（情報公開）、第23条（個人情報保護）

市民参画の原則

まちづくりにおいて市民参画は必要不可欠であり、市民には参画の機会が保障されていなければならない。

【関係条文】 第10条（市民の権利）第4号、第24条（参画）

協働の原則

まちづくりは、市民や市それぞれが行うのではなく、市民と市が協働して推進するものでなければならない。

【関係条文】 第25条（協働）